

令和元年 第 12 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年 12 月 25 日（水）午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 1 階第 2 会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第28号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1件
議第29号	農地の利用変更届について	2件
議第30号	農業振興地域整備計画の変更にかかる協議について	4件
報第21号	農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による通知に関する専決受理の報告について	2件
報第22号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	3件
報第23号	非農地認定について	2件

4 本日の議長 奥村 和彦

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	宮嶋 由郎	
2	林 則武	
3	奥村 和彦	
4	長谷川 博	
5	坂崎 寛治	
6	久保 渚	辞職
7	若尾 茂	
8	江崎 勇	
9	伊藤 明石	
10	右高 菜丹	辞職

11	坂崎 一良	
12	奥村 優子	欠席
13	日比野 敏夫	
14	宮嶋 豊城	
15	小川 松鶴	
16	東 一二美	
17	日比野 芳孝	
18	砂田 豊	欠席

議長 ただいまより、令和元年第 12 回農業委員会総会を開会する。
 本日は 12 番奥村優子委員、18 番砂田豊委員から欠席の連絡を受けているので
 16 名中 14 名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定
 により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第 9 条第 1 項による議事録署名委員
 を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、14 番 宮嶋豊城 委員、15 番 小川松鶴 委員の両名を議事
 録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。議第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申
 請に対する意見について」を上程する。議第 28 号について事務局から説明を
 願う。

事務局 申請番号 1 使用貸借権。使用貸人、■■■市■■町■■丁目
 ■■番地、■■■■。使用借人、■■■市■■町■■丁目■■番地の■、■
 ■■■外 1 名。土地は根本町 6 丁目■■番、畑、287 m²。転用目的は一般個人
 住宅。分家住宅を建てる予定。雨水の排水は南の道路側。西側は宅地、東側に
 畑がある。

議長 それでは議第 28 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

7 番 事務局の説明の通りです。影響はないと思います。

議長 何か発言はないか。他に発言がないので、議第 28 号について採決を行う。
議第 28 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 28 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 29 号「農地の利用変更届について」を上程する。議第 29 号について事務局から説明を願う。

事務局 申請番号 1 申請人、■■■■市■■■町■■■■番地の■■、■■■■■■。土地は大藪町字和瀬粗居■■■番、田、427 m²。利用目的は果樹。排水が悪いため畑にするもの。

申請番号 2 申請人、■■■■市■■■町■■■■番地、■■■■。土地は大藪町字下迫間洞■■■番、田、654 m²。利用目的は果樹。所有者が高齢で作稲ができないため、果樹に変え、梅、柿を植える予定。

議長 それでは議第 29 号について、意見があれば発言願う。

14 番 申請番号 1 について。申請地は 10 年以上耕作していない。排水は東側に水路があるが、どこから取水していたのかが不明。水田をするには水路を引き直さないといけないかもしれない。所有者も 77～78 歳で、身体が辛いとのこと。申請番号 2 について。長年耕作されていず、雑木林状態である。開墾をしないとけないくらいで、田をする状況ではありません。来年にも業者が埋め立てを開始する予定。どちらも現状として田はできず、果樹をするのが妥当です。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 29 号について採決を行う。
議第 29 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 29 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 30 号「農業振興地域整備計画の変更にかかる協議について」を上程する。議第 30 号について事務局から説明を願う。

事務局 市から協議書が提出されました。協議をもとに農振除外の手続きを行う。

地区番号 A 大針町字上畑■■■番■、面積 108 m²の土地。現況は竹林状態で、耕作をできる状態ではない。後の報告と関連して来るが、非農地判断をして農振地区から外すこととなる。

地区番号 B 赤坂町■丁目■■番■、面積 247 m²と、■■番■の一部、面積 315 m²のうち 127.2 m²の土地。地目は田。■■番■に住宅を建て、■■番■の一部は進入路として使用。隣接する土地についても、以前に農振地区から外し宅地となっている。分筆して残る農地は今後も耕作される。

地区番号 C 廿原町字井戸上■■■番■、面積 671 m²。現況一部住宅、一部駐車場。孫の分家住宅と会社の駐車場とする。

議長 それでは議第 30 号について、意見があれば発言願う。

5 番 地区番号 B について。所有者と分家住宅を建てられる方と姓が違うが。

事務局 所有者の孫にあたる。

1 番 地区番号 A について。何十年も荒廃している状態で、農振地区内での農地としての機能が果たされず、整理もできていない。

8 番 地区番号 B について。周りに住宅が建ち、残りの農地を耕作する意向なので、除外しても問題ないと思う。

17 番 地区番号 C について。現地は既に埋め立てされている。生活排水についても下水が入っているので問題ない。

14 番 明らかに農地ではない土地の見直しはあるのか。所有者が申請しないと変わらないものか。

事務局 5 年に 1 回調査をしているが、明らかに農地ではない土地を農振農用地から外すことを過去に行っていなかった。開発などが行われた後残った農地もある。来年と再来年がその調査の年なので、事務局としては外せる農地は農振農用地から外していくことを検討する。

14 番 外したことによる税などの影響は。

事務局 地目が変わるわけではなく、農振農用地から外れるだけなので、また、課税は現況でされるため、このことによる税金への影響はない。

9 番 農地パトロールの台帳にはない農地で、埋め立てをして駐車場になっている箇所があった。

事務局 台帳にない土地は、過去に転用の申請が出されていると思われる。

4 番 圃場整備をして、農地を守っていくのが農振だが、本人の申請や、現況で外すことができるものか。

事務局 農業委員会の審議で外すべきでないという意見になる場合もあり、最終判断をするのは県になる。地区番号 C について言えば、周りは既に宅地化され、その中で申請地が残っている状態だと思われる。一部だけ農振農用地で残っている箇所も市内には多いので、周辺と比べて外してもよいところを農振農用地から除外していく方向で考えている。

4 番 外せないとなった土地にはどういう例があるか。外せないというのはどういう状況か。

事務局 農業委員会で認められないという意見を付けて、市の審議会で審査され、県と協議を諮ることとなる。外せないのは、法律の条件に適合していないもの、周辺の農地に影響を及ぼすものである。

4 番 市の審議会の構成は。

事務局 市と農業委員の数名、農業共済等関係団体の方で構成する。

5 番 所有者と転用事業者との苗字が違うと、実家から出た方にみうけられるが、住宅を建てるのを認める場合の相続関係者はどこまで認めるのか。

事務局 地区番号 B 及び C の転用事業者は所有者の孫である。相続関係で権利者となり得る方は申請が可能だと考える。

1 番 本来は農家住宅の分家が前提だったが、拡大解釈もやむを得ないだろう。地域活性のためでもある。

議長 地区番号Cについては、始末書をもらっているか。

事務局 転用申請時に始末書をもらう。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 30 号について採決を行う。議第 30 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 30 号は承認することに決定する。

次に、報告事項に入る。報第 21 号「農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による通知に関する専決受理の報告について」を上程する。報第 21 号について事務局より説明を願う。

事務局 申請番号 1 賃貸人、■■■■市■■■町■■■番地、■■■■■。賃借人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■■。申請地は大藪町八反田■■■番■、田、2,224 m²。農振農用地区で、中間管理機構から借り受けた農地。水はけが悪いことから合意解約に至った。現地に行く度に、湿地状態が確認される。

申請番号 2 賃貸人、■■■■市■■■■■■丁目■番地の■■■■、■■■■■外 1 名。賃借人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地の■、■■■■■。申請地は赤坂町 1 丁目■■■番■、田、593 m²、■■■番■、田、581 m²、計 1,174 m²。賃貸人から申し出があり、合意解約となった。理由は、建売住宅各 3 棟の建築です。2 筆の間に別所有者の土地があるが、そちらは売買に応じなかったとのこと。

議長 報第 21 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

14 番 申請番号 1 について。賃借人が中間管理機構 岐阜県農畜産公社と契約されて、まずは、賃貸人が使う方と契約する、そこへ農畜産公社が関係してくるということか。

事務局 その通り、農畜産公社が関係する。

議長 他に発言はないか。発言がないので、報第 21 号の報告を終了する。

次に、報第 22 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 22 号について事務局より説明を願う。

事務局 3 件

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、土岐市泉西原町 1 丁目 4 番地の 1、愛岐木材住建株式会社。土地は根本町 4 丁目■■番■■、畑、1,008 m²、■■番■■、畑、375 m²、■■番、畑、1,017 m²、■■番■■、畑、500 m²、計 2,900 m²。転用目的は宅地造成、10 区画に分けて販売。現地は一体草で覆われている。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地、■■■■■■■■。譲受人、■■■県■■■郡■■■町■■■■■■番地、■■■■■■。土地は笠原町寺浦■■■■番、田、509 m²。転用目的は娘婿夫婦の住宅。周辺は農地が減り、住宅が建ってきている地域。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、■■■郡■■■町■■■■■■■■番地の■■、■■■■■■。譲受人、東京都練馬区石神井町 2 丁目 26 番地の 11、一建設株式会社。土地は平和町 6 丁目■■番■■、田、現況畑、247 m²、■■番■■、田、現況畑、20 m²、計 267 m²。転用目的は分譲住宅。土岐川観察館の近く、国道 248 号側道脇の土地にある。

議長 報第 22 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

(挙手なし)

議長 発言がないので、報第 22 号の報告を終了する。

次に、報第 23 号「非農地認定について」を上程する。報第 23 号について事務局より説明を願う。

事務局

申請番号 1 議第 30 号の地区番号 A に関連。所有者、■■■■市■■■町■■番地、■■■■■■。土地は大針町上畑■■■■番■■、田、現況山林、108 m²。農振農

用地。前回の総会にて事務局規定の一部改正を承諾いただいたところですが、事務局専決で非農地判断をしましたので報告します。

申請番号 2 所有者、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■。土地は笠原町梅平■■■■番■■、畑、現況山林、1,110 m²。山林化した農地であるため、非農地認定する。

議長 報第 23 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

(挙手なし)

議長 発言がないので、報第 23 号の報告を終了する。

議長 本日の議案は以上をもって終了する。

その他、事務局方で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回は 1 月 29 日水曜日の午後 4 時 00 分から。場所は本庁舎 1 階第 2 会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 00 分)

事 務 局

事務局長	小川	健二
課長代理	鈴木	雅美
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和元年 12 月 25 日

議事録署名

14 番

15 番

議長